

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成21年5月21日(2009.5.21)

【公表番号】特表2008-537796(P2008-537796A)

【公表日】平成20年9月25日(2008.9.25)

【年通号数】公開・登録公報2008-038

【出願番号】特願2008-505461(P2008-505461)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/30

G 02 F 1/1335 5 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月3日(2009.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光学体を加工する方法であって、

第1光学フィルムと、第2光学フィルムと、該第1光学フィルムと該第2光学フィルムとの間に配置される少なくとも1つの剥離性境界層とを含む光学体を提供する工程と、

該光学体の相対する縁部を機械方向に概ね広がる経路に沿って搬送しながら、該光学体の横断方向の寸法を増大させるよう該光学体を延伸する工程と

を含む、方法。

【請求項2】

該概ね広がる経路は、以下の関係を導く、機械方向延伸比(MDDR)、垂直方向延伸比(NDDR)及び横断方向延伸比(TDDR)を提供するよう構成及び配列され、該関係は、延伸中

$$MDDR = NDDR = (TDDR)^{-1/2}$$

である、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

延伸中、一軸特性の大きさUの最小値は、TDDRが2.5に達した後、該延伸工程の最終部分にわたって少なくとも0.7であり、該延伸工程終了時にはUは1未満であり、Uは、

$$U = (1/MDDR - 1) / (TDDR^{1/2} - 1)$$

として定義され、

式中、MDDRは、機械方向延伸比であり、TDDRは、該概ね広がる経路間で測定される横断方向延伸比である、請求項1に記載の方法。